

# 大崎一二三町会会則

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会は大崎一二三町会と称し、事務所を会長宅又は会館に置く。
- 第2条 本会は大崎二・三丁目の居住者及び事業所等を置く者で、本会の趣旨に賛同する者で組織する。
- 第3条 本会は地域を12地区に分け、各地区内に必要な班を置く。

## 第 2 章 目的及び事業

- 第4条 本会は会員相互の親睦と協調を推進し絆を深め、町内治安・生活の向上・環境整備・福祉の増進並びに青少年の健全育成を図る事を目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の各部を置く。  
総務部 文化部 防火防災部 交通防犯部 女性部（厚生部） 青少年部 広報広聴部
- 第6条 各部の業務内容（事業）の主なるものは次のとおりとする。
- 1) 総務部 諸会議（含議事録）、回覧掲示板の管理、会館管理、慶弔に関する事項。その他各部に属さない事項。
  - 2) 文化部 敬老、並びに文化的行事に関する事項。その他必要と認めた事項。
  - 3) 防火防災部 防火防災に関する事項。その他必要と認めた事項。
  - 4) 交通防犯部 防犯保全管理（防犯カメラ等）並びに交通安全対策等に関する事項。その他必要と認めた事項。
  - 5) 女性部（厚生部） 女性のための各種事業に関する事項。地域美化運動、保健環境衛生に関する事項。その他必要と認めた事項。
  - 6) 青少年部 青少年の健全育成に関する事項。入学式・成人式等に関する事項。その他必要と認めた事項。
  - 7) 広報広聴部 会報誌の発行、町会活動に関する情報の収集・発信、その他特命事項
- 第7条 各部企画立案したものは、常任理事会の承認を得て、各部との連携を図り実施する。
- 第8条 本会は会務の充実に資するために、事業をすることができる。
- 第9条 本会は会員に対する連絡を、口頭又は文書により掲示回覧する。

## 第 3 章 会 員 （入会 退会）

- 第10条 本会の会員は、第2条に定める地区内に住所を有する個人及び法人・団体・事業所・事務所で、本会の目的に賛同するものとする。国籍は問わない。
- 第11条 入会は、班長、理事経由で会長に届け出なければならない。同時に第23条に定める会費納入の責を有する。
- 第12条 退会は、第10条・11条の要件を満たさない者のほか、会員の死亡、本人からの申し出による。

## 第 4 章 役 員

- 第13条 本会に次の役員を置く。  
会長、副会長、常任理事、理事、部長、班長、会計、会計監査を置く。  
また、名誉会長、顧問、相談役、副部長、副理事を置くことができる。
- 第14条 本会の役員は、第10条・第11条に定める会員の中より選出または選任する。

- 1) 会長は理事及び常任理事の推薦により総会で選出する。
- 2) 副会長、常任理事、理事、会計、会計監査は、会長が選任する。
- 3) 班長は各地区理事の推薦により会長が選任する。
- 4) 名誉会長、顧問、相談役は、会長が選任する。副部長は常任理事、副理事は理事の推薦により会長が選任する

第15条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 会長は内外に本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐する。会長事故あるときはこれに代る。
- 3) 常任理事は会の運営について企画立案するとともに、各部に属し部の業務を遂行するまた、理事を兼務することができる。
- 4) 理事は各地区に属し、地区業務を統括する。
- 5) 部長は常任理事を兼務し、部の運営を統括する。
- 6) 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、1名その職務を代行する。
- 7) 副理事は理事を補佐し、理事事故あるときは、代理となる。
- 8) 班長は当該班の運営を担当処理する。
- 9) 会計は本会の経理を担当する。
- 10) 会計監査は会計並びに資産の監査をする。

第16条 本会の役員の任期は2年（但し班長は1年）とし、再任を妨げない。

また補充した役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 会 議

第17条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会、各部会とする。

第18条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- 1) 定期総会は毎年年度始めの速やかな時期に開催する。臨時総会は会長が必要と認めた時に開催する。また班長3分の1或いは、会員の5分の1以上からの会議の目的事項を示して要請のあった日から15日以内に開催しなければならない。
- 2) 総会の議長は出席者の中から選出し、議案の議決は出席者の過半数により決定する。なお、同数の場合は議長が決定する。

第19条 常任理事会、理事会は会長が招集する。また、第21条に定める構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

第20条 各部会は部長が招集し、第21条に定める構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

第21条 会議の任務は次のとおりとする。

- 1) 総 会 事業・決算の報告と承認。事業計画・予算案の審議と決定。会則の改廃役員の決定。その他総会で必要とされる事項の審議等。
- 2) 常任理事会 会長・副会長・常任理事・会計で構成する。各部からの報告事項の協議、その他、会の運営に必要とされる事項の協議等
- 3) 理 事 会 会長・副会長・常任理事・理事・副部長・副理事・会計で構成する。会務運営事項の審議決定。
- 4) 各 部 会 会長・部会員で構成する。各部事業の企画立案、その他部の運営に必要な事項の協議

## 第 6 章 会 計

第22条 本会の運営は、会費・事業益金・寄付金・補助金・その他の収入をもってこれに充てる

第23条 本会の会費は次のとおりとする。ただし事情により会費を免除することが出来る。

1. 一般世帯	月額金	200円以上
2. 準世帯	月額金	100円以上
3. 特別会員	月額金	別に定める

第24条 本会に納入した会費は返還しないものとする。

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 そ の 他

第26条 本会則に定めのない事項については、常任理事会の承認を得て別に定める。

第27条 本会に次の簿冊を備える。

1. 会員名簿	2. 金銭出納簿	3. 領収書綴
4. 財産目録	5. 会議録	

## 附 則

第28条 本会則は平成30年4月19日より改正実施する。